

令和 6 年 6 月
愛 莊 町 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 6 年 5 月 2 4 日

令和6年6月 愛荘町議会定例会 議事日程

令和6年5月24日 午 時 分開会
令和6年5月24日 午 時 分開議

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

番	君	番	君
---	---	---	---

日程第 2 会期の決定

会 期 自 令和6年5月24日
至 令和6年6月 日 (日間)

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提案趣旨説明

日程第 5 一般質問

日程第 6 報告第5号 令和5年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求め
ることについて

日程第 8 承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につ
き承認を求めることについて

日程第 9 議案第35号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第36号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第37号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第38号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(令和6年6月 日 午 時 分 閉会)

報告第 5 号

令和 5 年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次のとおり繰越明許費繰越計算書を報告する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

愛荘町長 有 村 国 知

令和5年度 愛荘町繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等リニューアル事業	165,597	165,597	0	0	0	124,200	0	41,397
		電算システム開発業務委託事業	16,502	16,502	0	16,502	0	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	ラポール秦荘空調設備改修工事設計事業	4,238	4,238	0	0	0	0	0	4,238
	2 児童福祉費	つくし保育園施設改修事業	1,931	1,931	0	0	0	0	0	1,931
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業	1,439	1,439	0	198	0	0	0	1,241
6 農林水産業費	1 農業費	西部地域土地改良基本設計等策定事業	21,862	21,862	0	0	21,861	0	0	1
8 土木費	2 道路橋梁費	町道愛知川栗田線道路改良事業（愛知川工区）	145,029	145,029	0	48,625	0	86,500	0	9,904
		町道愛知川栗田線道路改良事業（豊満工区）	12,683	12,683	0	0	0	11,400	0	1,283
		町道名神国八線道路改良事業	27,125	27,125	0	0	0	24,400	0	2,725
		町道長野外周道路2号線他道路改良事業	25,315	25,315	0	0	0	22,700	0	2,615
		町道旧中仙道線歩道整備事業	7,200	7,200	0	0	0	6,400	0	800
		町道地京南野々目線道路改良設計事業	5,921	5,921	0	0	0	5,300	0	621
		町道橋梁維持修繕事業	33,000	33,000	0	8,772	0	21,700	0	2,528
		道路排水施設改修設計委託事業（愛知川地先）	8,000	8,000	0	0	0	7,200	0	800
10 教育費	1 教育総務費	学校教育施設改修事業	225,326	225,326	0	43,063	0	182,100	0	163
合 計			701,168	701,168	0	117,160	21,861	491,900	0	70,247

承認第 1 号

愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年5月24日

愛荘町長 有村 国知

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年3月31日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町税条例の一部を改正する条例

愛荘町税条例の一部を改正する条例

愛荘町税条例（平成18年愛荘町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「もしくは金銭」を削り、同項第1号中「または金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

付則第4条の2を削る。

付則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条および付則第7

条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、前条および付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項および前条の規定の適用については、第34条の7第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項および次条第1項

において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)および同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別

徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額

（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満

であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその

者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控

除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の町民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合には、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第７条の８ 令和７年度分の個人の町民税に限り、法附則第５条の１２第３項および第４項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、付則第５条第２項、付則第７条第１項、付則第７条の３の２第１項、付則第７条の４および付則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第８条第２項中「前条」を「付則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、付則第７条の５第１項および前条」を加え、「同項中」を「第３４条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、付則第７条の５第１項中「前条および」とあるのは「前条、付則第８条第２項および」と、前条

中「付則第7条の4および」とあるのは「付則第7条の4、次条第2項および」とする」に改める。

付則第10条の2中第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

付則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項または第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅

の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項または第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項または第2項の規定を適用することができる。

付則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第11条の2の見出し中「令和4年度または令和5年度」を「令和7年度または令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分または令和5年度分」を「令和7年度分または令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地または令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第12条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2・5）」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項および第3項中「令和4年度分および令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項および第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

付則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- （5） 付則第7条の5および付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項および付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 1 6 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 1 6 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 1 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 1 7 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 1 8 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 1 8 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 1 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 1 9 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 2 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 0 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 2 0 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 2 0 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 0 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第 2 0 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 7 条の 5 および付則第 7 条の 8 の規定の適用については、付則第 7 条の 5 第 1 項および付則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに

付則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第7条の5および付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項および付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

- (2) 第34条の7第1項の改正規定、付則第4条の2を削る改正規定および第34条の7第1項第1号りに掲げる金銭の項の改正規定ならびに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第●号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）付則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の愛荘町税条例第34条の7第1項（第1号りに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）付則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の愛荘町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項および第4項において「旧法」という。）付則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第 2 号

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の
規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年5月24日

愛荘町長 有村 国知

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年3月31日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛荘町国民健康保険税条例（平成１８年愛荘町条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第２１条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９万５千円」に改め、同項第３号中「５３万５千円」を「５４万５千円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の愛荘町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年5月24日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

愛荘町消防団条例（平成18年愛荘町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「（定員）」を「（団員の定員および種類）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 団員の区分は、基本団員および機能別団員とする。

（1） 基本団員は、次号に規定する機能別団員以外の団員とする。

（2） 機能別団員は、特定の消防職務に従事する団員とする。

第4条に次の1項を加える。

2 機能別団員は、団長が、前項に規定する資格に加え、次の各号のいずれかに該当する者から任命する。

（1） 基本団員として5年以上の経験またはこれに準ずる経験等を有する者

（2） その他団長が特に必要と認める者

第13条に次の1号を加える。

（10） 機能別団員 年額 12,000円

第16条第1項中「団員」を「基本団員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。